

---

---

# 山武市集中改革プラン

---

---

平成18年度 ~ 平成21年度

平成18年12月

山 武 市

～ 目 次 ～

はじめに	1
集中改革プランの位置づけ	2
計画期間と推進体制	2
改革の基本的な考え方	3
1 事務事業の再編・整理、廃止・統合	3
(1) 事務事業の整理合理化	
(2) 事務事業の再編・整理等を行う際の手法	
2 民間委託等の推進	4
(1) 公の施設	
(2) 事務事業等	
3 組織機構の見直しと定員管理の適正化	4
(1) 組織機構の見直し	
(2) 定員管理の適正化	
4 給与の適正化	5
5 経費節減等財政効果	6
6 公営企業	7
(1) 水道事業	
(2) 自動車教習所事業	
7 その他	8
(1) 人材育成の推進	
(2) 公正の確保と透明性の向上	
(3) 地域協働の推進	
(4) 電子自治体の推進	
(5) 新規事業の実施及び既存事業の拡充	
改革の具体的な取組み（実施計画）	【別紙】

はじめに

我が国がどこかの国の属国でいいのなら、国民のプライドなど必要もなく、日本が「美しい国」である必要もありません。

山武市もまた、自立した「美しい市」でありたいのです。

このたびの合併が意味あるためには、それによって誕生した山武市に存在価値が求められます。その存在価値とは、市民が幸せであり「市民ひとり一人が山武市を自分のふるさととして誇りに思えること」に他なりません。

合併して幸せが増さないのなら合併しないほうが良かったであろうし、二次合併が避けられないと初めから考えるのなら、山武市誕生の必要性もなく、むしろ4町村のまま、大きな市に吸収される道を選ぶべきでありました。

しかし、私たちは「山武市」に幸せを託したのです。

この行政改革は、山武市に命を吹き込む大仕事の中心柱です。「たった一度与えられた機会」であり、「失敗は許されない」との認識をもって進めるべきものです。

プランを立てることは手段であり、それを実行に移し、山武市民の福祉向上を実現してこそ、初めて目的が達成できるものと考えます。

私たちは、地方を取り巻く厳しい環境をしっかりと受け止め、拡大する行政への期待に応えるため果敢に挑戦し、自己決定による自己責任のまちづくりに取り組んでまいります。組織としての自治体の効率化を図り、住民サービスの充実という本来の目的達成に向かって、自らの知恵と汗を搾り出し、ただ一度の「山武市創造のドラマ」を熱い思いをもって、不退転の決意で進めてまいります。

山武市長 椎名千収

## 集中改革プランの位置づけ

平成 17 年 3 月、総務省において「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」が策定され、全国の地方公共団体に対し、更なる行政改革の必要性と住民にわかりやすく明示した行政改革の具体的計画（**集中改革プラン**）の策定を求めました。

また、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成 18 年法律第 47 号）」（行政改革推進法）及び「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）」（公共サービス改革法）が成立・施行されたことを受け、平成 18 年 8 月には、「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための新たな指針」が示されました。

本市としては、合併後間もなく総合計画が策定されていない中、現時点における行政改革の方向性を示し、新しい自治体改革の第一歩として山武市集中改革プランを策定するものです。

## 計画期間と推進体制等

### 1 計画期間

この集中改革プランの計画期間は、平成 18 年度から平成 21 年度までの 4 か年とします。

### 2 推進体制

改革の推進を着実なものとするため、庁内の推進体制として、市長を本部長とした「山武市行政改革推進本部」を中心に、総合的かつ組織的な推進を図ります。

また、行政改革への市民参画の面では、第三者委員会として市民の有識者が組織する「山武市行政改革推進委員会」へ行政改革の実施状況を報告するとともに、取組みへの助言や意見を得ながら改革を推進します。

山武市行政改革推進本部（市長、教育長、部等の長）

山武市行政改革推進委員会（市民 12 名）

### 3 実施及び進行管理

改革の実行にあたっては、実施計画を策定し、年度ごとに計画的に取り組むとともに、市の総合計画の策定と併せて計画の内容を見直します。

また、実施計画の適切な進行管理を行い、着実な実施に努めます。

## 4 説明責任

行政の透明性や市民への説明責任の観点から、行政改革の取組みの動きを毎年、市の広報紙やホームページにおいて広く公表します。

改革の基本的な考え方

### 1 事務事業の再編・整理、廃止・統合

#### (1) 事務事業の整理合理化

厳しい財政状況と今後純減する職員で、新たな行政課題や複雑・多様化する市民の行政ニーズに的確に対応していくために、これまでの前例・慣例にとらわれない新たな発想やコスト意識、経営感覚をもちながら事務事業を見直します。

#### 【実施計画】

ISO認証登録の見直し  
ごみ袋の統一  
学校給食センターの統合等  
消防団の組織機構及び団員定数の見直し

#### (2) 事務事業の再編・整理等を行う際の手法

事務事業の見直しにあたっては、行政評価システム（PDCAのマネジメントサイクル）を構築し、可能な限り事務事業の目標の数値化を図るとともに、市民にわかりやすい指標を用いて必要性、有効性、効率性などの観点から事業等の評価を行います。

また、評価結果を基に外部有識者等の意見を参考として、事務事業の継続、廃止、拡充、縮小を精査し、庁内の行政改革推進本部において最終的な意思決定を行います。

#### 【実施計画】

行政評価システムの構築

## 2 民間委託等の推進

### (1) 公の施設

公の施設等については、設置後の社会情勢の変化に伴い、時代に即した見直しが求められていることから、施設設置の意義を含めそのあり方を見直すとともに、運営の効率化と市民サービス向上の観点から、指定管理者制度の導入や業務委託を検討し、施設の管理形態を見直します。

#### 【実施計画】

ふれあいデイサービスセンターの管理運営方法の見直し  
さんぶの森元気館の管理運営方法の見直し

### (2) 事務事業

公共サービスの提供は、主として国や地方公共団体が担ってきましたが、官民競争入札・民間競争入札による公共サービスの質の維持向上及び経費削減を目的とした「公共サービス改革法」の施行により、今後は民間事業者が行政運営にますます参入することが予想されます。

これまでも行政の事務事業においては、民間委託を進めてきましたが、現在実施している事務事業を対象として、民間委託により一層のサービス水準の向上、事務事業の効率化など、導入のメリットを検証しながら民間委託を推進します。

また、既に委託している事務事業についても、更なる効果を検証し委託内容を見直します。

#### 【実施計画】

市所有の中型バスの運行管理の民間委託  
学校用務員事務の民間委託

## 3 組織の見直しと定員管理の適正化

### (1) 組織の見直し

本市の組織は、合併協定項目において総合支所方式を採用することとし、その形態で行政運営にあたっていますが、本庁・支所間の事務事業の役割分担や職員配置等の諸問題が浮上しています。また、効率的な行政運営を行うには、業務機能を集約することが必要なことから、現行の

総合支所方式から本庁方式へ組織機構を見直します。

**【実施計画】**

組織機構の再編（総合支所方式から本庁方式への移行）

(2) 定員管理の見直し

厳しい財政状況に置かれている本市において、合併後の人件費の抑制は大きな課題となっています。

合併当初の平成 18 年 4 月 1 日現在の職員数は 560 人であり、総務省の定める定員モデル数や類似団体職員数と比較するとやや上回っています。

合併による効果を最大限に活かすため、これから訪れる団塊の世代の大量退職を見据え、事務事業を見直しするとともに、組織のスリム化や計画的な職員採用等を行うため、「山武市定員管理適正化計画」を策定し、国から示された定員削減率(平成 17 年 4 月 1 日現在の職員数を平成 22 年 4 月 1 日までに 5.7%純減)を上回る 49 人(8.5%の純減)の削減を行います。

なお、将来の本市の目標とする職員定数を 350 人とし、これに向けた事務事業・組織機構を見直します。

**【実施計画】**

定員管理の適正化

**4 給与等の適正化**

合併と同時に、旧 4 町村の職員（医師を除く。）に支給されていた調整手当（給料、扶養手当等の月額合計額に 100 分の 3 を乗じて得た額を支給）の廃止並びに特殊勤務手当（特殊性や支給要件の妥当性を検証し 4 項目を残しすべて廃止）及び旅費等を見直しました。今後は、次の項目について見直します。

(1) 高齢層職員の昇給の見直し

高齢層職員（55 歳以上）の昇給については、国と同様に昇給の抑制を行います。

## (2) 時間外勤務手当の縮減

総人件費の圧縮、過重労働による職員の健康障害の発生を予防するため、適正な職員配置や事務事業のやり方等を見直し、時間外勤務手当を縮減します。

### 【実施計画】

給与等の適正化

## 5 経費削減等財政効果（財政の健全化）

本市の財政の現状は、合併後においても自主財源に乏しく、合併初年度となる平成 18 年度の一般会計予算額は、199 億 5 千万円で、前年度の旧自治体の一般会計予算合計額と比較すると約 7 億 4 千万円上回り、経常収支比率（1）も依然として高く、逼迫した状況にあると言えます。

今後は、財政健全化計画を策定し、経常経費の削減に努めるとともに、身の丈にあった財政運営に努めます。

また、市が加入している一部事務組合の負担金については、その額が多額なため、経費削減の観点から一部事務組合の効率的な運営を促すとともに負担金の精査に努めます。

なお、財政の健全化に向けて、重点的に次の項目に取り組みます。

### (1) 歳入

税金等の収納対策の強化

使用料・手数料の見直し

公有財産の処分

### (2) 歳出

事務事業の見直し

補助金及び負担金の見直し

内部管理経費の節減等

#### 1 経常収支比率

市税や地方交付税などの収入（経常的一般財源）が市の人件費、物件費、維持補修費、扶助費、公債費など、毎年度決まって支出される経費（経常的経費）にどれだけ充てられているかを示す指標。

### 【実施計画】

財政健全化計画の策定  
計画的な予算執行  
市税の収納率向上  
給食費の収納率向上  
有料広告の実施  
使用料・手数料の見直し  
保育料の見直し  
公有財産の処分  
人件費・物件費の縮減  
内部管理経費の節減  
補助金の見直し  
市税の納期前納付報奨金の見直し  
一部事務組合の負担金の見直し

## 6 公営企業

### (1) 水道事業

定員管理及び給与の適正化

3(2)及び4に準じ、定員管理及び給与の適正化に努めます。

経費節減等財政効果

平成13年からスタートした給水事業は、ここ数年給水戸数の急激な伸びはあるものの、平成17年度末の給水戸数は、1,766戸とまだ計画戸数の6,123戸に対しては大きく下回っている状況にあります。

水道創設事業の工期の平成19年度までの間は、着実に事業を進めるとともに、給水加入促進に力を入れ、事業収入の増加に努め、健全な事業運営に取り組みます。

### (2) 自動車教習所事業

経営改革への取組

近隣の自動車教習所の運営形態をみると民間事業者の経営が多く、このような状況から、将来的に自動車教習事業が地方公営企業として供給する公共サービスかどうか、そのあり方について、今後の経営状況と併せて検討していく必要があります。

## 定員管理及び給与の適正化

3(2)及び4に準じ、定員管理及び給与の適正化に努めます。

## 経費節減等財政効果

近年の少子化の進展によって、新規の入所者数の増加が見込まれないことから、入所日の回数及び教習車種を見直すとともに、平成9年度から据え置かれている教習料金を見直し、事業収入の増加に努めます。

### 【実施計画】

自動車教習事業の経営改革（入所回数及び教習車種の見直し）

自動車教習事業の経費削減（内部管理経費の縮減）

## 7 その他

### (1) 人材育成の推進

地方分権時代において、地方は「均衡ある発展」から「個性ある発展」へと大きく方向転換する中で、分権型社会の担い手にふさわしい人材を育成することは重要な課題です。そのため、急激な時代の変化や市民ニーズを的確に捉え、新たな発想と政策課題等に挑戦する意欲や業務における高い専門性を持った職員を育成することが必要なことから、市職員の人材育成に関する基本方針を策定します。

また、職員の仕事に対する意欲や能力を引き出すため、能力・実績を重視した人事評価制度の構築をめざします。

### 【実施計画】

人材育成基本方針の策定

人事評価制度の構築

### (2) 公正の確保と透明性の向上

市の政策形成過程の透明性の向上を図るとともに、市政への市民参加を促進し、開かれた市政を推進するため、パブリックコメント制度（2）を構築します。

#### 2 パブリックコメント制度

政策決定過程での透明性の向上と市民参加の機会の拡大を図り、これにより、市民との協働による市政を進めることを目的とするものであり、計画などの策定にあたって、事前にその内容を公表して広く意見を求め、それらの意見を参考として政策に反映させる仕組み。

**【実施計画】**

パブリックコメント制度の構築

(3) 地域協働の推進

今後ますます市民と行政が一体となって、まちづくりや地域のさまざまな行政課題に取り組んでいく必要があります。

このため、協働のための体制作りを行い、市民と行政の役割を明確にしながら、地域コミュニティ、ボランティア団体及び NPO 団体等の各種市民団体との連携のもと、地域における市民の自主的、主体的な活動を支援し、協働のまちづくりを推進します。

**【実施計画】**

市民協働の推進

公園緑地維持管理の協働

(4) 電子自治体の推進

これまで総合行政ネットワーク（L G W A N 3）や住民基本台帳ネットワーク（4）への接続、また、市内の各庁舎や出先機関、保育所、幼稚園、小中学校間との体系的な情報ネットワーク整備を行い、電子自治体への基盤整備を進めてきました。

今後は、利用者の利便性向上のため、証明書等の自動交付機の設置やインターネットを介してのサービス提供の充実に努めるとともに、既設の情報通信基盤の利活用として、収入増加を図るうえでも民間事業者への利用開放について検討します。

3 L G W A N

地方公共団体を相互に接続する行政専用のコンピュータネットワーク

4 住民基本台帳ネットワーク

各地方自治体が管理する住民基本台帳を電子化し、コンピュータネットワークを介して住民基本台帳情報を共有するシステム

**【実施計画】**

窓口業務の緩和と効率化（自動交付機の設置）

電子申請システムの導入

公共工事の入札及び契約の適正化（電子入札制度の導入）

(5) 新規事業の実施及び既存事業の拡充

市民ニーズや将来需要が見込まれる施策に対して、市民サービスの質と内容を向上させる観点から、できるものは何かを種々検討し、財政計画と調整を図り、既存事業の拡充や新規事業の展開に努めます。

**【実施計画】**

窓口サービスの拡充（毎月最終日曜日の窓口開設）

認定こども園の設置

図書館サービスの拡充（3施設同一休館日の見直し）